

(10) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、工事請負契約の締結についての議決の一部を変更することについて、次のとおり専決処分をする。

平成30年5月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

工事請負契約（国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨1号橋（P4-A2））（補助改良））の締結についての議決の一部変更について

国道313号（倉吉関金道路）橋梁上部工事（小鴨1号橋（P4-A2））（補助改良）に係る工事請負契約の締結についての議決（平成29年10月11日議決）の一部を次のとおり変更する。

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下「変更部分」という。）を当該変更部分に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

--	--

変 更 後	変 更 前
4 契 約 金 額 <u>467,021,160</u> 円	4 契 約 金 額 <u>463,860,000</u> 円